

《記載例》

●各品名の金額の総合計金額を記入
(1円単位の整数で記入)。

契約担当職員	の決裁欄
--------	------

●1 個又は1 袋あたりの単価（消費税 10%を含んだ金額）を記入（1 円単位の整数を記入）。

¥ 0, 000, 000— (消費税及び地方消費税込み)

物品区分 ()								品 名	規 格	予定数量	単位	単 価	金 額
物品分類コード												(円)	(円)
								凍 結 防 止 剤 (塩化ナトリウム)	1 tフレコン (仕様書のとおり)	252	個	○○○	△△△△
								凍 結 防 止 剤 (塩化ナトリウム)	500kg フレコン (仕様書のとおり)	294	個	○○○	△△△△
								凍 結 防 止 剤 (塩化ナトリウム)	25kg 袋 (仕様書のとおり)	840	袋	○○○	△△△△
								凍 結 防 止 剤 (塩化カルシウム)	25kg 袋 (仕様書のとおり)	160	袋	○○○	△△△△

▲ 予定数量に 1 個又は 1 袋あたりの単価を乗じた金額を記入。 単価(円)×予定数量(個・袋)=金額(円)

納 期	契約を締結した日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	納入場所	広島県 福山市 高原町内の指定する場所

▲ 予定数量に1個又は1袋あたりの単価を乗じた金額を記入。 単価(円)×予定数量(個・袋)=金額(円)

上記のとおり広島県契約規則及び広島県会計規則承諾のうえ入札します。

契 約 担 当 職 員 様

代表者印を押印。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○○市△△町○丁目○○番□□号

氏 名 《 会 社 名 》

代表取締役 《代表者名》 印

(代 理 人 《 代 理 人 名 》 印)

機 関 名		広島県東部総務事務所		備 考									
契約（支出負担行為） 年 月 日		令和 年 月 日		代理人が入札する場合、住所・氏名の記載と併せて、代理人氏名の記入、私印を押印。 ※ 委任状で押印した私印と同一でなければならない（代表者印の押印は不要）。									
検査年月日及び検査者職氏名印 令和 年 月 日													
立会者職氏名印													
出納簿登記印		受領印											
				品目種別									
				契約方法									
				企業規模									
				要求番号									

代理人が入札する場合、住所・氏名の記載と併せて、代理人氏名の記入、私印を押印。
※ 委任状で押印した私印と同一でなければならない（代表者印の押印は不要）。

以下、入札書の裏

入 札 条 件

- 1 入札しようとする者は、所定の入札書を所定の競争執行の場所及び日時までに提出しなければならない。県が必要と認めて入札をしようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。
- 2 入札しようとする者は、入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- 3 入札者は、一旦提出した入札書を引き換え、若しくは変更し、又は当該入札書に係る入札を取り消すことはできない。
- 4 入札は単価契約の場合を除いて入札書の首標金額欄に記載する総額について落札を決定する。
- 5 次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - (3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - (7) 入札保証金の額が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
 - (8) 入札書に記名押印のない入札又は必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - (9) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
 - (10) 指名競争入札の場合においてその入札が1であるとき。
- 6 前記各事項のほかは、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）、広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島県規則第99号）及び広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）による。

禁 止 事 項

- 1 入札執行中は、入札執行者が特に、必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁ずる。
- 2 入札執行中は、入札者の私語放言を禁ずる。
- 3 入札室には、入札に必要な者以外の入室を禁ずる。